

(部内資料)

昭和 4 0 年度

婦 人 少 年 問 題 審 議 会

第 2 回

婦 人 勞 働 部 会 要 録

婦人少年室長殿

昭和 4 0 年 9 月

婦 人 勞 働 課

婦人少年問題審議会

昭和40年度

才2回

婦人労働部会

日時 昭和40年10月18日

午前10時～午後1時

場所 婦人少年局長室

司会 部会長

出席者

委員

長	内	委	員
夕	田	委	員
縫	田	委	員
平	田	委	員
山	本	委	員
浪	辺	委	員

事務局

高橋婦人少年局長

徳永婦人労働課長

昭和 40 年 才 之 回 婦 人 勞 働 部 会

次 第

1. 部 会 長 あ い さ つ

2. 雇 用 対 策 法 に つ い て

雇 業 安 定 局 失 対 部

細 野 企 画 課 長

3. 多 田 委 員 の 帰 朝 報 告

4. 昼 議

1 部会長 あ い さ っ

今日の予定は、労働省でこうしている雇用対策について、矢野企画課長の説明とこれに対する質疑と、その後にはILO婦人労働コンサルタント会議から帰られた多田委員の話を中心としたい。

パートタイム雇用の問題については、12月頃事務局でした調査がまとまるということであるから、その結果が出てから集中的に検討することとして、今日は中高年層婦人の雇用について検討したいがどうか。

全員 異議なし

2. 「雇用対策法案の大綱」について

矢野企画課長の説明

新聞にも雇用対策法案の大綱がでていたようであるが、これについての問題意識及びその大綱についてご説明したい。

——以下、配布資料「雇用の現在および将来の問題点」「雇用に関する基本的な施策の大綱について」を説明——

以上、要するに「職業選択の自由、雇入れの自由」を

尊重するという立場で、労働締給の均衡を計り、求人、求職者に対し対策をこうじようというものであって、今回法律を創案しようという趣旨である。

部会長　以上の説明に対し、質問があるか。

平田委員　雇用対策法の内容は、ここに言っていることか。

細野企画課長　法案作成の技術的問題もあるが、内容はここにいうものと大差はない。

平田委員　ここに中高年者の雇用について具体的に問題となっているが、女子の問題はどうなっているか。

細野企画課長　具体的に女子特有の問題ということについては考えていない、ただ労働が不足の進展に伴い、家庭の主婦が供給源となってくると、これに対する対策が大きな問題となってくるとは思う。

平田委員　雇用対策法では、身体障害者に対する対策を考えているか。

細野企画課長　身体障害者についても、中高年者と同様に、この法律に規定せざるを得ないのではないかと思っているか、しかし、身体障害者については一つの法体系かできているので、このうち、どの部分を持ってくるかは問題である。

平田委員　技能労働力の評価、格付け、資格基準、認定基準などははっきりと出るか。

細野企画課長　現在、職業訓練局でやっている技能士の格付けでは、事業内で格付け制度として採用するには不十分である。職業研究所で詳細に研究した上でないと、産業界にもものが言えない。

現在の技能検定制度と、これに対する企業内での評価の問題については、もうすこし検討する必要がある、産業界にもお願いしたいと思っているところである。

平田委員　技能労働力の不足がノダロ万とあるか、この数字の根拠はどこか。

細野企画課長　熟練労働力、半熟練労働力をこちらで定義した上で、各企業に対しアンケート調査を行なった結果によるものである。

平田委員　外国ではスキルドとセミ、スキルドとの区別がはっきりしている。日本ではあいまいなのではないか、セミから、スキルドへ行けないということもある。

細野企画課長　日本でははっきりしていない、技能と賃金との関係もはっきりしていない、技能オリンピックで金賞を得た者の賃金をあげたらという意見もあるが、同じ

に入つた者との調和もあって、それができない。

格付けができていないので、今少し研究してからでないといふ、はっきり言えない。

平田委員　推計は昭和 50 年迄であるが、50 年以降はどうか。

細野企画課長　50 年迄しか出していない。

部会長　はじめ雇用基本法というように聞いていたが、雇用対策法で、基本法ではないのか。われわれが心配なのは女子に対する対策はどのようなになっているかで、女子のことを決めておかないと、男子も含めてこの問題がうまくいかないということがある。基本法のオ3、オ4条の差別禁止の規定があつても、他の法律によっていつか変つてしまうという心配がある。いま一つは、雇用関係協議会が設けられるということであるが、雇用対策上のいろいろな問題は行政権のある内閣でやればよい。そのなかに雇用だけについての協議会等が設けられることはおかしいことである。そのようなものができて、予算がないと、大蔵省でばつさりけすられれば、何にもならなくなる。

細野企画課長　基本法との関係であるが、男女同一賃金等

については、全くこれを修正する考えはない。あれはあれで生かし、その問題についてはふれていない。

基本法という名前をとらななかつたのは、雇用基本法という名前になると、一番大争な問題になるのは完全雇用の実現ということになる。これは非常に大きな問題であり、今の不況下で最も大きな手段は、金融措置による雇用規模の拡大ということであり、そうすると労働省から出す法案のあくをはすれてしまう。アメリカの完全雇用法などは大統領直轄であり、今回の法案ではとてもそこまでやれない。むしろ、OECDなどでいっている労働市場政策の範囲に限ったかどうかということと考えられた。

前会長　OECDの考え方というように理解してよいか。

細野企画課長　そのとおりである。労働市場政策という範囲に限っている。財政金融問題、労働条件問題は、労働市場政策が円滑に動くため、その環境整備の政策というように理解している。

雇用関係協議会は御指摘の通り法律で設けることは、むづかしいことと思う結局、内閣であたることになり、現在運営されている、いろいろの協議会があるが、あの

型をやつていくこととなると思うが、予算関係については、大蔵省にも入ってもらい、ご心配ないようにしたい。

平田委員　　労働市場問題に結びつけたということであるが、例えばいす技能労働力、若年労働力が不足だといひながら、一時帰休問題も出ているわけだが、雇用問題をいくらやっても、景気の影響をうけるので、雇用対策問題だけをやっても空転するだけだという心配もあるか。

細野企画課長　　基本的には、完全雇用を目標にしているが、問題は、経済の成長率が高いときにはむしろ需給問題が円滑に行かないと、インフレ問題をおこす。反対に経済が沈んでいるときには、雇用の拡大を計るために、財政金融措置をやらないと、どうにもならないという両面がある。そういう両面を一方だけ打出すとたたかれてしまう。そのため市場対策という形で両面对策をやるうというのである。

それから所管の問題であるが、労働省としては財政金融を中心とする政策を打出すことは無理で、労働市場政策ということに限ったわけである。

平田委員　　そうすると、そういう基本的なことはどこでやるのか。

細野企画課長　やるとすれば、経済企画庁でやることになると思う。

多田委員　技能労働者の格付けをいかにしても、賃金面での裏づけがなければ何にもならない。特に最低賃金制との面でどういふようになっているのか。

細野企画課長　販務に応じた賃金の導入については、賃金研究会で検討している。私共では格付け問題を検討しており、これていけるといふ面が出て、産業界で受け入れることができるということであれば、賃金と格付け結びつきが出てくるものと思う。

長内委員　格付けは企業内ではなかなかできない、上から与えられるものの方が受け入れやすい。

雇用関係協議会は、各省間の調整が目的であろうが、これがないと実際に調整が出来ない、よく連絡をとる必要がある。

職業選択と雇入れの自由は結構だが、高校までは選択するについても、自主性がないため、指導教師によることが大きい。

したがって、職業指導担当教師の資格要件を決めた方が効果的ではないか。

部会長 雇用対策についてやっているのは、どの局か。

細野企画課長 中核となってやっているところは転職安定局と転職訓練局である。

3. 「ILOの婦人労務コンサルタント会議」に出席して
多田委員の報告

ILOのコンサルタント会議に出席したので、その時の模様を簡単にお伝えしたい。

こんどはオの回めで、労使政府各5人、計15人で、各国の実情交換、研究が中心で、個人の専門家という立場で発言している。

会期は9日間で、土日を除いて実際には5～6日間であった。

オ1議題は

婦人と少女の転職指導と訓練について

オ2議題は

開発途上における婦人の社会的経済的地位の向上に
関してILOのわなすべき運動

オ3議題は

婦人に関連したILOの基準の適用について

以上であり、主としてオノ議題が中心となった。各国とも
職業訓練と言つても、それぞれの経済的發展やら、勞働運
動の歴史等、それぞれの背景により、かかえている問題は
違ふが、先進国と言われるアメリカ、フランス等では、産
業の高度化と関連して、女子の職業訓練が緊急な問題とし
て浮かび上っている。先進国では男子と女子の職業分野が
非常に接近してきたということが出ていた。アメリカ、カ
ナダ、ソ連、ノルウェー、では男子の仕事と思われていた
面に女子が進出してきた。しかしソ連では数学の分野は女
子に適さないのではないかということが言われたが、カナ
ダあたりでは、そういうことはないといふことである。

それと関連して学校教育と将来の職業計画との関連がう
まくいっていないということである。日本と同じく、華や
かな部門に集中していく傾向にあるということが、アメリ
カ、フランス、カナダからも報告があり、学校教育での職
業指導という面についての研究も、エシロでもっとやって
ほしいという意見もあった。

フランスでは、婦人の勤続年数は平均 34 年、退職年令
は 62 オで、勞働年令が非常に高まってきた。これら
をみても、技術革新のテンポと、勞働年令の延長という面

をみても、現在の転職の選択の仕方、又は学校での転職の指導が、将来の展望なくして行なわれていると思われる。労務の形の変化にともなった転職訓練、指導が最も現在、急がなければならない問題であるということが、アメリカ、フランスから強く出された。ソ連代表も、転職訓練は、転職場に入るということを前提としてすべきで、近い将来役に立たない転職訓練はやめるべきであるということを言っていた。

以上が大体先進国といわれる国々での問題である。

発展途上の国については、農業国であつて、産児制限、文盲の問題が一番大きな問題であつた。これと併せて、家事指導についてのセミナーの開催が必要であることがあげられた。

これらの問題のなかで、転職訓練の問題については、

- 学校を出て転職場に入る者
- 訓練を受けた上で、更に技術を身につけた者
- 育児のために転職場を去った者で、再び復帰する者
- 一定年令になつてから新たに転職場に入ろうとする者

以上の問題がある。

婦人の場合、転職者が多いが、これは長い教育を受けた

者は職場を変えておらず、学校教育の長さによって左右される
ことが多いこと。

アメリカ、フランス、など先進国では、中高年労働者の
問題が大きな問題となっており、また職業訓練の面におい
ても訓練方法や施設が充分でないこと等が言われた。

ILOの基準の適用の問題では、いろいろな基準は出来
るか、そろそろ基本論の段階から、実行に移る段階に来て
いるのではないか。基準が出来ても、批准されなければ何
にもならない。ILOとしても批准促進について、何らか
の措置をとる必要がある。しかしながら、各国のレベルが
違うことでもあるので、まず、批准に対する各国の状況を
把握する必要があり、計画的に調査する必要があることが
話合われた。

ノルウェーの場合、100号条約について男女平等委員
会を設けて研究しているとのことである。

また、後進国の関心は、専ら農業労働者の保護という点
であるが、婦人の地位の向上の具体策として、アジア、ア
フリカとかの地域を限って、地域交流をしたらどうかとい
うフランスの提案等もあった。

以上のようなことが、この会議で話合われた。

部会長 質問はないか。

山本委員 私達の方でも、ILO 100号条約批准については、署名運動もしており関心のある問題であるが、今、ノルウェーでは「男女平等委員会」が持たれているという話であるが、くわしくうかがいたい。

多田委員 くわしいことはわからないが、構成は勞働者、使用者、政府でやっているということである。実情は公務員はやっているが、民間ではまだたという、日本のような状態である。なぜかという背景をきくと、やはり日本と似ており、女子の仕事への評価が非常に低い。特に家庭責任との問題についても、やはり女にばかりあるようにみられており、その研究をもっとやってほしいと言っていた。

山本委員 イタリアの場合、日本によく似ていると聞いているが、100号条約についてどうなのか。

多田委員 イタリアは出席していないのでよくわからない。

部会長 確か批准したと思う。

(注) イタリアはILO 100号条約を1956年に批准している)

部会長 使用者側の態度はどうか。

多田委員　女性保護については、やはり女性の場合、マイナスになるということであつた。ナイジェリヤでも、夜6時以後は女子は使えず、結局男子を使うということであつた。このことについていろいろ詰合われたが、男子にも労務禁止の方向にしなければいけないという話も出た。やはり、現状では、男子を使いたくなるということであつた。

部会長　職業訓練を指導する立場からの発言はなかったか。

多田委員　後進国では、指導者がいないということ、また指導者の訓練も大切であるという意見が多く出ていた。

長内委員　先進国での中高年令層の職業訓練もまだあまり行なわれていないのだろうか。

多田委員　やはりまだのようである。カナダでは、一旦家庭に入つた主婦が、また職業訓練を受けるための前の学問を受けに学校に行くので、大学には託児所があるということである。

メキシコでは、婦人専門の訓練所をつくつたといつていた。しかしやはり女の人には縫製工になるという者が多く、女子の職業分野が非常に狭いと言われていた。

部会長　今日はこれで終りたい

次回については、11月10日が17日ということである。

事務局に調整をお願いする。

資 料 目 録

1. 検 討 項 目

(a) 中高年令層婦人の雇用について

2. 資 料

。「雇用に関する基本的な施策の大綱について」

。「雇用の現在および将来の問題点」

